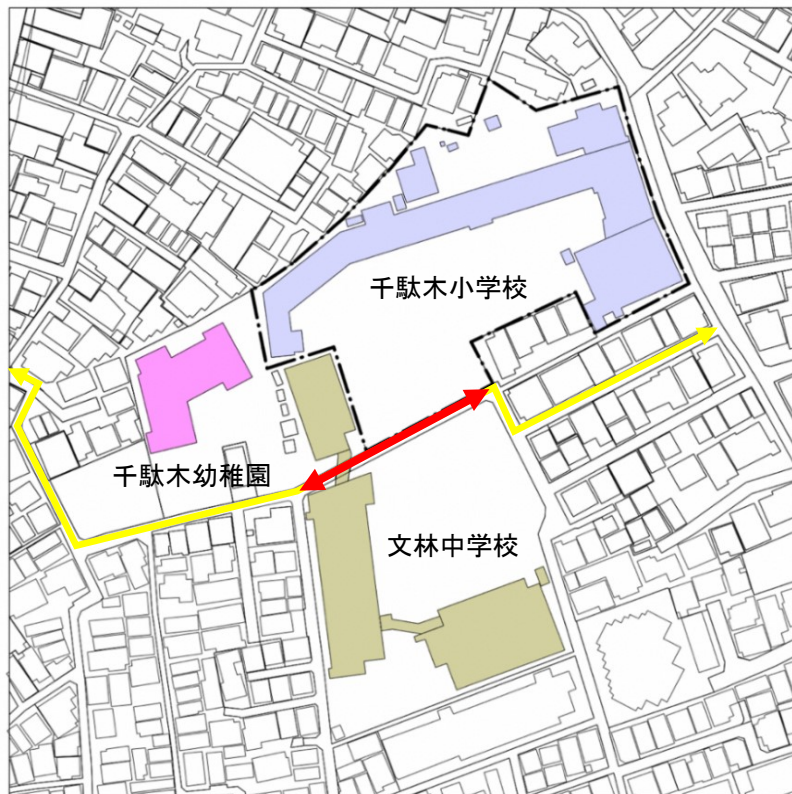


道路を廃止する場合の手続き

1 道路の概要

- (1) 住所 東京都文京区千駄木五丁目 25、44
(2) 道路 特別区道文第 865 号
現況幅員 3.22～4.05m 長さ約 47m



現況配置図

2 道路の廃止について

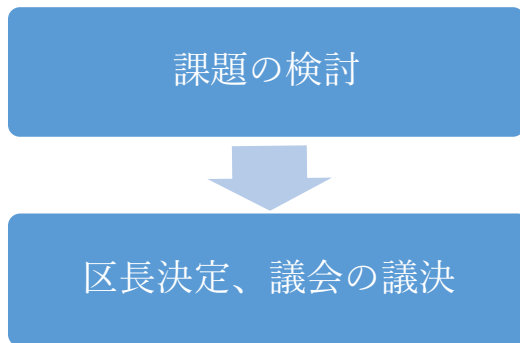
(1) 道路法抜粋

第十条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

※「一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合」の一例

- ・行き止まりの区道で利用者がいない等、利用者が極めて限定されている場合
- ・新たな道路整備や道路改良工事等に伴い、道路の一部を廃止する場合
- ・幹線道路（国道、都道等）に囲まれた区域の再開発をすることに伴い、道路の廃止・新設を行う場合

(2) 手続きの流れ



【課題の例】

- ・ 緊急車両の導線
- ・ 近隣住民の同意

様々な諸課題を解消した上で、区長決定後、議会に諮る。